

自由が丘地区 市政懇談会資料 (意見交換)

日時：令和6年11月15日

午後7時～

場所：自由が丘公民館

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	おお きた ゆ み 大 北 由 美
総合政策部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
総務部長	ふじ わら けん じ 藤 原 健 二
市民生活部長	くだ まつ とし き 降 松 俊 基
健康福祉部長	いの うえ のり こ 井 上 典 子
産業振興部長	あら いけ よう じ 荒 池 洋 至
都市整備部長	とも さだ ひさし 友 定 久
上下水道部長	にしき のぼる 錦 昇
議会事務局長	こう もり のぶ あき 公 森 伸 明
消 防 長	はやし かず しげ 林 一 成
教育総務部長	もり た ま き 森 田 真 規
教育振興部長	なべ しま けん いち 鍋 島 健 一

地区からの意見・提言(意見交換)

自由が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	認知症の取り組み	健康福祉部長
2	津田商店前の横断歩道の安全化	市民生活部長 都市整備部長
3	自由が丘団地入り口交差点の安全化	市民生活部長
4	防犯カメラの設置について	市民生活部長
5	ゴミステーション問題(利用マナーと設置場所問題)	市民生活部長
6	空き家問題に関連する高齢化対策と少子化対策	市民生活部長

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言等	1	認知症の取り組み（市民協議会）
自由が丘における認知症について		
<p>(現状と問題)</p> <p>1 認知症の困りごとは、家庭内から近隣など社会的側面に及んできている。(夜中の大声での奇声、同じ店に理由もなく何度も来て買い物をする)</p> <p>2 1の状況から身内に認知症の方がおられなくても、認知症の事を我が事としてとらえるようになってきた。また認知症にならないための予防的考えが出てきた。</p> <p>3 自由が丘では、現在「にじいろカフェ」と題して、定期的に認知症のご本人やそのご家族、介護者が気兼ねなく対話、会話ができる集いの場を開催している。</p> <p>4 上記の施設の利用者、スタッフから、自由が丘は広いので、同じような施設を3箇所程度は欲しい、またそれに伴って、スタッフ増員や、場所の確保などの要望と問題提起があがっている。</p> <p>(意見・提言)</p> <p>以上、4つの現状を踏まえて、三木市の第4期地域福祉計画にも認知症サポーターの活動の場、認知症本人、家族の声の発信から、相談窓口や支援を図ると定義されています。</p> <p>1 「にじいろカフェ」のような施設の拡充の相談支援をお願いしたい。例えば、スタッフ人員確保(認知症サポーター養成講座等)については認知症に関する展示(9月6日から市役所3階プロムナード展示)などに求人コーナーや場所の提供などのコーナーを設けるなど側面からの支援をお願いしたい。</p> <p>2 現状2から認知症発症リスク回避の方法知識を得るために、三木南地区で医療機関、専門家(理学療法士、作業療法士)が参画し地域住民が参加できる「認知症予防プログラム」なるものを開いています。自由が丘でも実施できるよう医療機関への働きかけのサポートをお願いしたい。例えば、1でお願いしている展示に予防プログラムの告知、認知症あんしんガイドブックなど</p>		

に掲載して頂くなど側面的なフォロー。

(期待できる効果)

- 1 「にじいろカフェ」の充実により、住民の認知症への理解が深まる。ひいては、認知症が原因での事故、迷惑行為への理解と対策が図られる。
- 2 認知症の予防の観点の知識が広く認知される、7人に1人と予想される認知症患者の減少に寄与できる。

以上、意見提言を発する中で自由が丘の自治会が中心の一つとなって取り組めますので宜しくご協力をお願いします。

回 答

(担当課) 健康福祉部 介護保険課

国の最新の推計によると、2040年の認知症患者は7人に1人と見込まれています。このような中、社会的に孤立する可能性が高い認知症の人やその家族が、地域住民とつながることができる集いの場づくりについて、地域ぐるみで取り組もうと検討されていることに、市として心強く思っています。

また、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守ることへの理解者(認知症サポーター)の輪を広げていただいていることに、深く感謝を申し上げます。

レインボーガーデン様がコープ志染組合員集会所でされている認知症カフェ「にじいろカフェ」のような活動を自由が丘地区に増やしていくことにつきましては、市も一緒になって取り組みたいと考えておりますので、地域包括支援センター(介護保険課内)にご相談ください。市では、住民が自主的に運営する認知症カフェに対して運営補助制度も設けております。

三木南地区での「認知症予防プログラム」につきましては、三木南地区の市民協議会「三木南ふれあいプロジェクト」の暮らし・生活部会の事業として実施されています。この中で医療機関は、地域貢献・社会貢献としての協力のもとで専門職を派遣されていると聞いています。このため、市から医療機関への直接的な働きかけは難しいものの、実施に向けての側面的なサポートはできると考えています。

また、9月に市役所プロムナードで実施した認知症に関する展示では、市内の認知症カフェなども紹介しています。このほか、認

知症サポーター養成講座の中ではカフェでの活動ボランティア支援について協力依頼も行っていきます。

認知症の「予防」は、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味があります。普段から介護予防に取り組むことで認知症予防につながる可能性があると言われていきます。市では介護予防・健康寿命延伸のため「みっきい☆いきいき体操」を進めています。地域で活動されているみっきい☆いきいき体操自主教室など「通いの場」にご参加いただき、運動習慣や社会交流などが認知症予防にも有効とされています。自主教室の立ち上げ時には、運動指導員の派遣を行っています。みっきい☆いきいき体操の普及啓発にもぜひご協力をお願いいたします。

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区（意見交換）	
意見・提言等	2	津田商店前の横断歩道の安全化 （市民協議会）
<p>（内容）</p> <p>現状、横断歩道は坂の上で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 横断歩道が見えにくく止まらない車が多い 2) 信号機のない5差路で安全確認がしづらい 3) バス停留場前（進行方向）に横断歩道があり、追い越し車の死角となるなどで、横断歩行者が危険な状態にある。 <p>1) 2) について昨年から検討しているが、残念ながら良案がない。</p> <p>要望</p> <p>バス停流所付近の中央車線に、音の出る少し突起のある道路鋸を埋め込み、追い越しを制御したい。</p> <p>効果</p> <p>追い越しの抑止効果による、横断者の安全性向上</p>		
回 答	<p>（担当課） 市民生活部 生活安全課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>ご提言の箇所については、過年度からドットによる速度抑制や外側線の塗り直し等の対策を実施しているところです。</p> <p>しかしながら、ご指摘の通り、安全性の物理的要件の整っていない交差点であり、安全確保には苦慮しているところです。</p> <p>横断歩道については、それを示すダイヤモンドマークが手前に表示されており、ドライバーにおいてはこれを認識して安全の確保をお願いするところです。</p> <p>オレンジ色実線の中央線については、追い越し禁止の規制がかかっており、対策については兵庫県公安委員会の所管事項となり、また、バスについては神姫バス株式会社の運行となります。</p> <p>本提案をいただき、「音の出る少し突起のある道路鋸」について、市から三木警察に聞き取りを行ったところ、付近への騒音となる恐れがあるため、最近はあまり設置していない、とのことでしたが、地域の総意を得られれば、三木警察へ要望したいと考えております。</p> <p>その他の安全対策については、警察および神姫バスとの協議が</p>		

必須でありますので、調整の上、市・地域の皆様がいっしょになって検討を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言等	3	自由が丘団地入り口交差点の安全化 (市民協議会)
<p>(内容)</p> <p>県道 22 号線と神戸電鉄の踏切の交差点について 現状交差点（自由が丘入り口）では渋滞が慢性化している。車だけでなく横断歩道者や踏切横断者などにも危険。 交差点の信号の割合を 5 秒程度でも変更（県道直進を 85 秒、自由が丘～県道 35 秒）できないだろうか。現状、30 秒で MAX7 台が県道へ進むことが可能。1～2 台でも多く進めれば、信号待ち時間が大きく変わる。 また、踏切横断に余裕も生まれ、相互の安全性が高まる。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 生活安全課	
<p>信号の時間変更については、交通規制となるため、警察への要望に基づき、兵庫県公安委員会が判断します。 ご指摘の交差点については、10月3日、自由が丘市民協議会安全対策部会及び三木警察署、三木市と合同で現地を確認し、渋滞緩和策の検討が必要と判断しましたので、令和6年10月18日に三木市長から三木警察署に対する「信号機等設置要望」に加えることとしました。 今後は、警察及び公安委員会による現地調査の上、来年の春以降、要望可否が判断されるとのことです</p>		

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言等	4	防犯カメラの設置について（市民協議会）
<p>（内容）</p> <p>自由が丘地区の防犯カメラは20台設置されているが、メンテナンス費用等が高価なことから、増設に後ろ向きな自治会が多い。</p> <p>犯罪抑制のためにも、積極的に設置したいが、設置場所や位置、方向などの設定が難しい。</p> <p>過去の犯罪情報参考に、防犯カメラの設置場所、位置、方向、台数など、警察や市の主導で計画してほしい。自治会はそれを参考に予算化し設置を検討したい。</p>		
回 答	（担当課） 市民生活部 生活安全課	
<p>自由が丘地区におかれましては、日ごろから、生活安全活動推進事業などにより、巡回パトロールなど、自主的な防犯活動の推進及び生活環境の整備に熱心に取り組んでいただき、まことにありがとうございます。</p> <p>現在、自由が丘の防犯カメラを設置されている目的は、青少年の非行監視、窃盗防止、ゴミ置き場監視などがあり、今後は車の当て逃げ、泥棒、痴漢、ゴミの不法投棄などの抑制効果も検討したい、とのことですが、おそらく、自治会毎に重要と感じる課題や対策が異なる状況と見受けられます。</p> <p>目的によって、防犯カメラの設置場所や性能、価格、台数等が異なってきますので、まずは、地域として合意形成に努めていただき、市や警察の意見を求めたいとのご要望があれば、市も警察に働きかけ、必要な情報の提供や設置場所の検討を一緒に行ってまいりたいと考えます。</p> <p>また、本市では本年度から、「不特定多数の人が利用し一般刑法犯の発生が多い駅周辺やバス停留所、また、不法投棄等の発生場所や市境の幹線道路」には、市による防犯カメラを設置していく事業を開始しており、その過程において、どのような場所に、どのような性能・機能の防犯カメラを設置していくのが最適か市としても模索しているところであることを申し添えます。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言等	5	ゴミステーション問題（利用マナーと設置場所問題）（市民協議会）
<p>(内容)</p> <p>(1) 住民の声（現状での課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅（借家）住人や外国人のゴミ出しマナーの問題。（言語、慣習、文化） ・カラス被害・・・ネット対応等しているが、スペース的に狭いゴミステーションがある ・各地区の境界とゴミステーションの位置（事例：道を隔てて隣の地区のゴミステーションがある） ・三木市のゴミの分別が複雑ではないか？（市外からの転入者対応に苦慮している） ・自治会の会員以外の家庭への周知が困難 ・賃貸住宅の管理組合の対応（賃貸）の問題・・・賃貸住居家庭の問題（自治会非加入問題、他） <p>(2) 対応案</p> <p>1) 各自治会での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の役員からの地道な働きかけ ・注意喚起の張り紙（他国言語対応含む）・・・張り紙は行政の協力 ・注意喚起プリントを全戸（自治会未加入家庭含む）ポスティング ・ゴミの袋に番地や名前を記入してもらおう・・・抑止効果（自治会での対応には限界がある） <p>2) 区長協議会での対応（要望）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の境界とゴミステーションの位置は関係区長との協議の上、掃除当番も含め利用方法を検討する。 <p>3) 行政（市）へ提案・質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別の見直しの検討 ・注意喚起（多言語）のプリントの提供 ・賃貸管理会社に対する指導や条例（新築時のゴミステーション 		

ンの設置・利用、自治会加入)

- ・ 建築申請時の対応はどこまで行っているか？（ゴミ収集、自治会への加入、等）
- ・ リサイクルや CO2 問題への対応を考えた新しいゴミ処理施設の設置
- ・ 現在道沿いなどの狭いゴミステーション対応のため、市として用地購入をし新ゴミステーションの設置

回 答

(担当課) 市民生活部 環境課

平素は、区長様、衛生常務委員様におかれましては、ごみステーションの管理、ごみ出しマナーの啓発、地域の環境美化活動などに、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。あわせて、ごみステーション問題への対応案として、各自治会、区長協議会、行政それぞれの役割を挙げられた貴重なご提言をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

地域のごみステーションにつきましては、集合住宅住人や外国人のゴミ出しマナー、カラス被害、各地区の境界とゴミステーションの位置、ゴミの分別、自治会の会員以外の家庭への周知、賃貸住宅の管理組合の対応（自治会非加入）などの様々な問題があることは理解しております。

各自治会での対応の中にあります、他国言語対応につきましては、市では、区長様からのご相談やご要望に応じて、ベトナム、ポルトガル、英語、スペイン、韓国、中国、アラビアの7か国語の外国語版ごみ分別表にごみステーションごとの収集日を入れて作成し、必要な部数をお渡ししております。次に、自治会未加入家庭につきましては、区長様からのご相談やご要望に応じて、掃除当番や衛生費などの応分の負担などに協力していただけるように、自治会プリント（印刷物）の内容へのアドバイスなど自治会への支援ができないか考えて参ります。

区長協議会での対応にあります地区の境界とゴミステーションの位置の設置場所問題につきましては、関係区長との協議の上、掃除当番や衛生費などの応分の負担、利用方法など関係地域間での合意形成ができるのであれば、柔軟に検討していただいで結構です。

行政（市）へ提案・質問につきましては、

・ゴミの分別の見直しの検討

三木市では、現在、「可燃ごみ」、「あらごみ」、「埋立ごみ」、「資源ごみ」に分別しています。その中で、「資源ごみ」につきましては、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「飲料用紙パック」、「古紙」、「空きびん」、「小型家電」に分別しています。

資源ごみのリサイクル化につきましては、

- 「プラスチック類」は、RPF（代替固形燃料）に変わります。
- 「ペットボトル」は、ペレットという小さな粒や細かくしたフレークに変えて、繊維にして衣類にしたり、固めてパレットや定規などに変わります。
- 「飲料用紙パック」、「古紙」は、トイレットペーパーに変わります。
- 「空きびん」は、新しいガラスびんに再生したり、住宅用の断熱材になるグラスウール、防犯用の砂利、ビー玉に変わります。
- 「小型家電」は、小型家電に含まれている金属（鉄・アルミ・貴金属）などを取り出し、リサイクルしています。

このように資源ごみを分別することにより、ごみを新たな資源としてリサイクルすることができることから、ごみの分別の見直しは考えておりません。自治会の皆様におかれましては、お手数をおかけしますが、ごみの資源化にご理解していただき、現状と同じ分別方法をお願いします。

・注意喚起（多言語）のプリントの提供

今後も外国語版ごみ分別表をご提供することで対応させていただきます。

・賃貸管理会社に対する指導や条例（新築時のゴミステーションの設置・利用、自治会加入）

賃貸管理会社に対する指導や条例はございません。

三木市開発指導要綱の適用を受ける住宅地の開発者や30戸以上（1箇所割合）の世帯が入居する共同住宅の建設者は、ゴミステーションの設置基準において、設置者として指導の対象となっております。しかしながら、30戸未満等の設置基準に満た

ない賃貸管理会社などの場合は、指導の対象となっております。しかしながら、30戸未満等の設置基準に満たない賃貸管理会社などの設置者からの問合せがある場合は、地元自治会の既存のごみステーションを供用できるように地元自治会と調整するようにしております。集合住宅などの自治会未加入者が自治会のごみステーションを利用する場合は、掃除当番や衛生費などの応分の負担があると聞いています。一方、地元自治会の既存のごみステーションを利用しない場合は、清掃センターに直接搬入するか、共同住宅などでは、有料の一般廃棄物収集運搬許可業者が収集していると聞いています。

・建築申請時の対応はどこまで行っているか？（ゴミ収集、自治会への加入、等）

市では、建築確認申請をしている賃貸物件や賃貸管理会社を把握しておりません。建築確認申請の提出先は、兵庫県または民間指定確認検査機関となっており、建築確認申請時に賃貸物件や賃貸管理会社を把握することはできません。

上記でご説明申し上げたとおり、三木市開発指導要綱の適用を受ける住宅地の開発者や30戸以上の世帯が入居する共同住宅の建設者は、事業者の責任において、ごみステーションを設置することとなっており、ごみステーションの設置基準において、設置者として指導の対象となっていることから、事前に事業者の方から問合せや書類等の提出があり、市が確認、現地調査を行いながら、事業者と調整しております。しかしながら、30戸未満等の設置基準に満たない賃貸管理会社などは、指導の対象となっておりますので、建築確認申請時において対応はしておりません。

・リサイクルやCO2問題への対応を考えた新しいゴミ処理施設の設置

現在、次期ごみ処理施設の整備を検討しておりますので、リサイクルやCO2問題など環境負荷への対応を考慮して参りたいと考えております。

・ 現在道沿いなどの狭いゴミステーション対応のため、市として
用地購入をし新ゴミステーションの設置

地域の自治会において、道沿いなどの狭いゴミステーションで苦慮されていることは聞いております。

ゴミステーションの用地の購入（買収）につきましては、市としては、以下の要件を満たす場合であって自治会の申出がある場合に限り、当該ゴミステーション用地を市が取得し、当該自治会が無償使用することを認めさせていただくものです。

- 土地の有効面積が、4.5平方メートル以上あること。
- 土地所有者の売渡承諾書があること。
- 取得しようとする土地に抵当権、地役権その他の物権又は債権の設定がないこと。
- 土地の売買価格を事前に市と協議し、市が了解した価格以下の金額で取得できること。
- 取得しようとする土地を分筆する場合において、当該土地の所有者及び隣接土地の所有者が分筆を承諾する分筆図面があること。

ただし、当該用地の取得に必要な土地所有者及び隣接する土地の地権者との交渉並びに当該土地をゴミステーションとすることについて、住民の了解を得ることの一切の行為は、当該自治会が行うものとしています。そして、市が取得したゴミステーション用地は、自治会がその管理責任者となっています。

道沿いなどの狭いゴミステーション対応につきましては、個別にご相談に応じて参ります。

市政懇談会 回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言等	6	空き家問題に関連する高齢化対策と少子化対策（市民協議会）
<p>(内容)</p> <p>(1) 住民の声（現状での課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明で、その家の正確な状況も不明の場合が多く、手を付けることが困難 <p>(事例：ある空き家の沿道外壁が傾いていて危険であるが危険提示のコーン設置対応程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の有効利用（他地域からの転入者の確保）を進めてはどうか ・高齢化に伴う将来的な問題にも関連してくる可能性がある ・固定資産税対策への対応・・・市への要望 <p>(2) 対応案</p> <p>1) 各自治会での対応 (所有者不明の場合は、自治会での対応には限界がある)</p> <p>2) 区長協議会での対応（要望） 市の方からの空き家情報の提供後、自由ヶ丘全体の状況を区長協議会において情報共有し、各対象地区に対象物件の確認（家主対応を含）を依頼。</p> <p>3) 行政（市）へ提案・質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報の集約と整理⇒情報提供 ・現状の空き家の所有者に対するアンケート調査（現状空き家の今後の扱い意向）の実施 ・情報開示により各家の状況を把握した居住者を募る。 ・若者が集まる町にしていく。（若者家族の優遇税制、医療費補助、就学費補助、・・・等々） <ul style="list-style-type: none"> ・・・> 結果的に少子化対策につながるのではないか？ ・居住可能な空き家への入居者のマッチング ・空き家物件を管理する不動産会社との窓口になれないか？ ・行政代執行を想定した建築時の課税等（市独自のシステム）はできないか？ 		

回 答	(担当課) 市民生活部 生活安全課
<p>空き家の発生抑制や適正管理等のための貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>空き家等に関する諸問題の解決にあたっては、地域との連携・協力を図ることが効果的であると考えております。</p> <p>さて、第一義的に空き家の所有者及び管理者には、民法等の規定に基づく管理責任義務があります。</p> <p>しかしながら、市においても、空き家による地域住民の生活環境への影響が懸念されること等から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)及び「三木市空家等の適正管理に関する条例」(以下「条例」という。)等の規定に基づき、適正管理や利活用等の対策に取り組んでいます。</p> <p>このことから、市では、例えば空き家の管理不全に関する相談を受けた場合は、法及び条例に基づき、現地調査の上、所有者等に対する情報提供、助言及び指導等を実施しています。</p> <p>つきましては、所有者等の特定が困難な場合等、自治会では対応が難しい事案がございましたら、生活安全課までご相談ください。</p> <p>また、個人情報保護の観点から、区長協議会への空き家情報の提供はいたしかねますが、市では、令和5年度に「空き家等実態調査」として現地調査及び所有者等へのアンケート調査を実施しており、地域別の空き家件数をはじめとした調査結果を生活安全課のホームページ上に掲載しています。</p> <p>次に、空き家等の利活用策として、市では、高齢化対策や少子化対策を含めた定住促進及び地域活性化を図るため、不動産事業者と連携した「三木市空き家バンク制度」を運用し、縁結び課のホームページに情報を掲載する等しています。</p> <p>最後に、行政代執行の費用の徴収は、「行政代執行法」第5条の規定に基づき、代執行に要する一切の費用は代執行実施後に義務者から徴収しなければならないことから、別途に行政代執行を想定した建築時の課税等はできません。</p>	

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.